

愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻研究倫理規程

平成17年8月18日
看護学専攻運営委員会決定

- 第1条 「人を対象とした研究」を実施する際には、「ヘルシンキ宣言」及び「看護研究における倫理指針（社団法人日本看護協会）」の主旨に沿って、とくに対象の倫理面に対する配慮を厳格に行うこととする。
- 第2条 本研究倫理規定は、愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻のもとで研究を行うすべての教員、大学院生、研究生、学部学生に適用する。
- 第3条 研究は、対象者数、適用する方法、対象への説明と同意、得られた資料の取り扱い、個人情報の守秘と保護、など研究倫理審査委員会で審査される内容に十分な配慮を行うこととする。
- 第4条 研究計画を実施する前に、研究の倫理面における諸問題を研究倫理審査委員会で審査を受けることを原則とする。
- 第5条 愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻研究倫理審査委員会による審査を経ないで実施された研究について倫理面における疑義が生じた場合、当該研究を実際に行なった者及び当該研究を指導した者が自己責任において対処することとする。